

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1 - 2 3	令和3年度 第4回すみだ女性センター運営委員会		
開催日時	令和4年2月7日(月)午後2時から午後4時まで			
開催場所	すみだ女性センター			
出席者数	12人 【委員】 内田淳 川嶋久美子 北原絢子 坂根慶子 志波洋子 杉山敦志 高橋美佐子 武市海里 西澤直子 宮腰義仁 (欠席:吹野有美委員 人権同和・男女共同参画課長) 人権同和・男女共同参画課男女共同参画主査 すみだ女性センター館長 【事務局】 総務部長 すみだ女性センター職員			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
	非公開(傍聴できない)			
議 題	1 令和4年度すみだ女性センター事業計画骨子案 2 「すみだ女性センターの今後のあり方について」すみだ女性センター運営委員会意見まとめ ア〔情報提供〕墨田区女性と男性の共同参画基本条例の改正について(答申) イ すみだ女性センター運営委員会意見まとめ ウ 施設名称及び愛称について 今後の進め方 3 その他			
配付資料	資料1 令和4年度すみだ女性センター事業計画骨子案 資料2-1 「すみだ女性センターの今後のあり方について」すみだ女性センター運営委員会意見まとめ(案) 資料2-2 すみだ女性センターの施設名称及び愛称について 今後の進め方 資料2-3 各区男女共同参画施設の名称に関する調査の実施について(調査結果報告) 参考資料 墨田区女性と男性の共同参画基本条例に係る検討について(答申) 参考資料 墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例案概要			
会議概要	1 墨田区女性と男性の共同参画基本条例に係る検討の進捗報告 墨田区男女共同参画推進委員会における検討結果及び区への答申について報告する。 2 令和4年度すみだ女性センター事業計画骨子案(資料1) 令和4年度は、性的指向・性自認に関する交流会の実施及び相談事業の夜間実施回数 の拡充を予定している。 また、今年度の運営委員会における「あり方検討」の過程で、皆様からいただいた意 見の中から、教育現場での男女共同参画の促進に係る事業及び施設内におけるWi-Fi環 境の整備についても予算措置がされている。実施内容の詳細については、検討中である。 【主な意見】 ・教育現場への出前事業の実施について、具体的に内容は、決まっているのか? 現在実施しているデートDV予防啓発講座と重複しないよう、子ども向けの男女共 同参画啓発講座等を考えている。 ・学校支援ネットワークを利用した講座回数の制限を撤廃してほしい。 ・学校の年間スケジュールはもうすでに大体決まっている。現在の教科書はよくできて			

いるので、教科書では学べない講座内容が求められるのではないかと相手側が必要とする内容を提供することが肝要。

- ・講座について、web や SNS アカウント、オンラインでの実施を検討しているのか。
一部講座をオンラインに切り替えて実施している。
- ・相談事業の夜間相談について、SNS 等、他の相談方法について検討はしているのか。
他区の状況、現在の相談事業の状況を確認し、今後の課題ということで考えていく。
東京都のウィメンズプラザの SNS 相談や、国が実施している DV 相談プラスなどの案内を勧めていく。

3 すみだ女性センター運営委員会意見まとめ(案)(資料2-1)

【主な意見】

- ・(資料2-1)の文書の項目における番号と記号の繋がりがわかりづらい。端的にわかりやすい書式が必要である。
工夫して作成する。
- ・(資料2-1)の「2ページ(3)継続的な検討事項のイ」の文書の内容について、「男女共同参画の推進」と「多様な性(性的指向・性自認)の尊重」を併記した場合、後者の方が認知度の高い用語であるため、前者の優先度が低くなる可能性があるとの考え方の背景には何があるのか。...ここまで原文を引用 この文言・内容に対して疑問がある。この文言に対して疑問である。
これは皆様からいただいた意見を集約したものである。表現の方法については、確認する。
- ・墨田区の特徴として、次のことがあげられる。墨田区の女性の活動が非常に素晴らしい。控えめでありながら地道に活動している。地域力が区民活動のベースとなることから、地元の基盤を活用していくことは基本であり、地域の人達の協力が不可欠である。SNS の活用は素晴らしいものだが万能ではない。既にある地域活動とは SNS の活用は用途が違う。短期的には活用力を見いだせるが、長期的には SNS で集まった人での活動は難しい。推進委員会等の人選を見ても地域の人達の協力が必須であることがわかる。学校支援ネットワークについても、墨田区独自のものであり、地域力が表れている。今まで受け継がれた良いものを残すべきであるとの再認識が必要。

4 すみだ女性センターの施設名称及び愛称について 今後の進め方(資料2-2)及び各区男女共同参画施設の名称に関する調査の実施について(調査結果報告)(資料2-3)

「すみだ女性センターのあり方」の結果を踏まえ、施設の設置に関する条例改正により、施設名称を決定する。愛称については、施設名称が決定されてから、公募により決定することを検討している。

各区男女共同参画施設の名称に関する調査の結果について、報告する。

「すみだ女性センターのあり方」については、令和4年度第1回運営委員会で皆様と最終確認を行い、令和4年度第2回運営委員会において、正式な提言として区へご提出いただく。

【主な意見】

- ・SEO対策(検索エンジン最適化)として、「女性センター」が強い。(検索順位が上位である)23区のうち、「女性センター」という名称が2区しかないのであれば、それが強みになるのではないかと。ウェブ対策等を含めても変える必要があるのか。
- ・名称変更する根拠について知りたい。
- ・参考資料 墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例案概要のうち、「多様な性を包摂する男女共同参画を推進するための理念」とあるが、表現に

ついて、違和感がある。

- ・ すみだ女性センター運営委員会意見まとめ（案）（資料2 - 1）のうち、多様な性を含めること自体が、継続的な検討事項に含まれている点に、アンバランスさを感じる。
- ・ だんだんと名称の変更が前提になってきているのではないか。提言として行うことと、私達自身が直接関わるところを明確にする必要がある。
- ・ 名称については、変更した方がいいと思う。また愛称はどのように公募するのか。
- ・ ウェブ検索で有利である SEO 対策等を踏まえると「女性センター」がいいと考えている。女性が中心で考える DV 問題、シニアの問題等、優しい参加しやすいなどの理由から女性センターのままでもいいのではないか。
- ・ 名称について、SEO 対策の観点からそのままでもいいとの意見があるが、SEO 対策だけで変更するのはどうなのか。本来の目的を考えてからでもいいのではないか。愛称について、区民公募で決定することで、他区の調査結果（浸透するまで時間を要すること）を踏まえると周知に繋がるのではないか。新しい時代（世代を問わず、性別を問わず）に対応するため、現在に対応した愛称でもいいのではないか。
- ・ 「女性センター」という名称は、女性しか使えないイメージがある。条例が改正するのであれば、女性だけでなく、色々な人が利用しやすくなるような別の名前を検討してはどうか。
- ・ 男女共同参画に、無関心な男性を少しでも少なくするために、名称から女性を外してはどうか。
- ・ 「すみだ女性センター」という名称は愛着があって良いと思っていたが、時代の流れからすると変えていった方がいいと考える。
- ・ その名称が変わった時に、施設の利用がどう変わるか、どのような影響があるか。今まで積み上げてきたものをどう利用するかを考えることが必定である。
- ・ SNS 等、流行の手段・方法がすべて万能ではない。今までに残っているものを大切にしながら、これからどう発展していくか考えること、これまでの事実を積み上げながら、検討していくことが、名称変更につながる。
- ・ 女性センターの役割として、どこに重点を置いていくのか、区民の方々がどのように利用にするのかが名称変更に関係するのかと考えている。
- ・ 多様な性を（性的指向・性自認）について、（括弧内に「性的指向・性自認」を）限定しているところが気になる。また、ジェンダーギャップ指数は、世界の中でも日本は低いため、くり返しになるが、やはり女性センターがいい。多様な性とは、女性も男性もすべての性を含む考え方である。
- ・ まず名称変更の根底に何を目標しているのかを明らかにすべきである。条例の改正か、他区の状況なのか。女性センターに来て企画し発信していく来館者の増加というのが根底の一つである。
- ・ 重要なことは、誰がどのように利用する施設であるべきなのか。そのこと名称に関わってくる。色々な性別・世代の方が参加するためにはどうしたらいいのか。
- ・ 新名称案が3案ある。（男女共同参画実現センター、フェミニズムセンター、ジェンダー不平等解消センター）「男女共同参画センター」では、今さらであるため、実現を加えたら新しくした意味があるのではないか。「フェミニズムセンター」が個人的にはいいが、「フェミニズム」は運動の言葉である。「ジェンダー不平等解消センター」であれば、男性らしく等の性差による不平等から解放を目指す施設としていいのではないか。
- ・ 多様な性に、S O G I（性的指向・性自認）を含めることは適さないのではないか。
- ・ ジェンダー不平等に生きる（東海テレビのCM）が参考になる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・マイノリティとは人権で扱うものではないのか？人権と男女共同参画のすみわけはどのようになっているのか。 墨田区は、過去の歴史から人権問題として同和問題がある。同和問題及び性に基づく差別について、区としては、その2つを大きく人権問題として捉え、人権同和・男女共同参画課で扱う。性に関する差別については、男女共同参画が扱う問題である。 ・女性センターには、啓発や啓蒙だけでなく、直接足を運んでもらえる施設となってほしい。 ・女性センターは、男女の役割分担の意識について、皆さんに知っていただくということが第一である。お子さんに対する教育について出前講座型での実施を検討されているとのことだが、出前事業講座だけでなく、女性センターで、子ども向けの講座を行ってはどうか。すずかけ大学のようなやり方をすれば、さらに多くの方に来館してもらえると思う。 ・出前事業について、学校支援ネットワーク事業を活用してはどうか。 条例上の名称については、区で決定する。愛称については、公募を予定しており、方法については、検討している。
所 管 課	総務部 人権同和・男女共同参画課 すみだ女性センター（電話 5608 - 1771）